

まちづくり評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の行政評価に資することにより、市民本位の効率的で質の高い行政の実現に寄与するため、まちづくり評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を担当する。

(1) 次に掲げる資料に基づいて意見を述べること。

ア 新世紀ビジョンの実現度を測るための具体的な目標の達成状況

イ 新世紀ビジョンを考慮して作成した実施計画に記載されている事業等に係る事業報告

ウ 市民アンケートの集計結果

(2) 前号に掲げるもののほか、行政評価に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、学識経験者及び関係団体の代表者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、市長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、企画調整部企画調整課において行う。

(その他の事項)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年 8 月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 総合計画進行管理委員会設置要綱(平成11年 7 月27日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年 4 月 1 日から施行する。